

大分県知事公舎昇降機設備保守管理業務仕様書

- 1 対象施設 所在地 大分市荷揚町5番15号
施設 大分県知事公舎
東芝エレベータ(株)製 ロープ式エレベータ

標準仕様	乗用9人 45m/分 2停止 交流乗用
付加仕様	車椅子兼用 特殊ドアセーフティ P波付地震時管制運転装置 停電時自動着床装置 戸開走行保護装置(UCMP) 火災時管制運転装置 オートアナウンス お知らせドアセンサー

- 2 業務内容 昇降機設備保守管理業務(フルメンテナンス契約)
- 3 実施基準 建築基準法、昇降機の適切な維持管理に関する指針、昇降機検査基準(JIS A4302)を遵守すること。

4 実施内容

- (1) 遠隔点検を行うこと。点検回数は月1回とする。
- (2) 定期点検を行うこと。点検回数は、昇降機の適切な維持管理に関する指針の表1.1b(周期B)とする。
- (2) 建築基準法第12条第4項に規定された法定点検を行うこと。点検回数は年1回とする。
- (3) 24時間・365日遠隔監視装置による監視を行うこと。
- (4) 点検項目及び遠隔監視項目は昇降機の適切な維持管理に関する指針の表1.1b及び表3に準じること。
- (5) その他、不具合の連絡を受けたときは、原因の調査及び必要な対処を行うこと。
取替え・修理の範囲は昇降機の適切な維持管理に関する指針の表2に準じる。

5 業務体制

- (1) 定期点検時及び緊急対応時に対処が可能となるよう、部品の供給体制を整え、常に適切な装置の作動を保持するものとする。
- (2) 異常事態の発生を確認したときは、直ちに設置施設に連絡を行い、状況確認を行うと同時に30分以内に対象施設に現場作業員を派遣し、異常の有無の確認を行い、緊急対応を行うものとする。
- (3) 不具合の連絡を受けたときは、速やかに対象施設に現場作業員を派遣し、確認を行い、対応を行うものとする。
- (4) 修繕にあたっては、当設備にかかる純正部品を用いること。

6 報告

- (1) 定期点検を行ったときは、点検記録表を提出すること。
- (2) 建築基準法第 12 条第 4 項に規定された法定点検を行ったときは、翌月に報告書を提出すること。
- (3) 遠隔監視報告書を四半期毎に提出すること。
- (4) 異常事態の緊急対応及び故障対応を行ったときは、速やかに対応内容を報告すること。

7 再委託の範囲

(1) 再委託できない主たる部分

総合的計画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等当該業務にかかる基本的又は中心的なものに位置づけられる業務

(2) 再委託できる範囲で再委託の承認を要しない軽微な部分

コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、消耗品購入等で乙が軽微な業務を再委託するもの